平成２２年（フ）第４１号
長崎県長崎市辻町２番43―112号、旧住所長崎県長崎市東山手町１番５号　東山手八番館302号
債務者　田中　大作
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
群馬県高崎市下豊岡町175番地14
債務者　星野　光威
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６０号
群馬県高崎市山名町1240番地
債務者　今井喜規司
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６２号
群馬県藤岡市岡之郷1342番地　タウニィ笠原C101
債務者　村松　康仁
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６３号
群馬県富岡市下黒岩1369番地１
債務者　野口　正和
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６６号
群馬県安中市鷺宮903番地１
債務者　金田　桂子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３７９８号
札幌市南区南沢５条２丁目５番５号
債務者　西川亜衣香
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８９５号
札幌市厚別区厚別北２条５丁目２番６―102号
債務者　布澤　陽一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１０号
札幌市中央区南２条西27丁目２番６―903号
債務者　浅野美津子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０２号
札幌市白石区北郷３条５丁目８番３号　ルーラン北郷101号
債務者　丸山　晴美（旧姓山科）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５号
札幌市西区西野９条６丁目６番13号　ハイドパーク105号
債務者　藤井　優太
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６号
札幌市西区西野９条６丁目６番13号　ハイドパーク105号
債務者　藤井　生江（旧姓小滝）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３号
北海道千歳市清水町３丁目20番地の１
債務者　山下　正巳
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１号
札幌市手稲区前田10条15丁目６番２号　コモハウス四季101号
債務者　大前　順子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目３番41―505号
債務者　小川百合子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４号
札幌市中央区北８条西26丁目２番８―301号
債務者　武藤　進一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４号
北海道恵庭市島松寿町１丁目20番地の12
債務者　浅野　美保
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部